

公 告

隠岐の島町次期一般廃棄物最終処分場整備に係る適地選定等業務の公募型プロポーザルの手続きを開始するので、次のとおり公告する。

令和 5 年 6 月 1 日

隠岐の島町長 池 田 高 世 偉

1. 業務の概要

- (1) 業 務 名：隠岐の島町次期一般廃棄物最終処分場整備に係る適地選定等業務
- (2) 業務内容：別紙「隠岐の島町次期一般廃棄物最終処分場整備に係る適地選定等業務 仕様書」のとおり
- (3) 履行期間：【令和 5 年度分】契約締結の日の翌日から 令和 6 年 3 月 1 0 日 までとする。
【令和 6 年度分】契約締結の日の翌日から 令和 7 年 3 月 1 0 日 までとする。

プロポーザルの概要

別紙「隠岐の島町次期一般廃棄物最終処分場整備に係る適地選定等業務プロポーザル実施要領」のとおり

3. 参加資格

参加者の資格要件は、次に掲げる事項を全て満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 第 1 項(第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (2) 本町の「令和 4、5、6 年度 測量・建設コンサルタント業務等の入札参加資格者」であること。
- (3) 公告の日から契約締結の日までの間に、本町から指名停止を受けていないこと。
- (4) 町税等隠岐の島町に納付すべきものに滞納がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- (8) 「建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）」の「廃棄物部門」に登録があること。
- (9) 島根県に本社(本店)、支社(支店)又は営業所等を有すること。
- (10) 過去 10 年以内の国又は地方公共団体(一部事務組合・広域連合等を含む。)、公益財団法人

が発注した、以下の業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。

- ・廃棄物処理施設適地選定業務
- ・最終処分場基本構想策定業務
- ・最終処分場施設計画策定業務

(11) 管理技術者及び照査技術者は、1年以上の直接的な雇用関係にあること。

(12) 管理技術者及び照査技術者は、技術士法で定める技術士(衛生工学部門：廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理のいずれか)の資格取得後5年以上を有すること。

4. 審 査

審査委員会にて、一次審査で提出された参加表明書等を審査し技術提案書提出要請者を選考します。その後、二次審査でプロポーザル・ヒアリングによる技術提案書等の審査を行います。

5. 担当課

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

隠岐の島町役場 環境課 生活環境係

電 話 : 0 8 5 1 2 - 2 - 8 5 6 5

e-mail : kankyou@town.okinoshima.shimane.jp

6. 実施要領等の交付

本プロポーザルに関する実施要領等の資料は、隠岐の島町ホームページからダウンロードできます。(URL : <http://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

7. 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和5年6月21日(水)午後5時必着
- (2) 提出先 担当課
- (3) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。)
- (4) 提出書類 隠岐の島町次期一般廃棄物最終処分場整備に係る適地選定等業務プロポーザル実施要領による

8. 技術提案書の提出

- (1) 受付期間 令和5年6月28日(水)から令和5年7月19日(水)午後5時
- (2) 提出先 担当課
- (3) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。)
- (4) 提出書類 隠岐の島町次期一般廃棄物最終処分場整備に係る適地選定等業務プロポーザル実施要領による

9. 選定結果の通知及び公表

最優秀者及び次点者を、参加者全員に文書で通知するとともに、隠岐の島町ホームページで公表します。

10. 契約方法

最優秀者に対し、隠岐の島町次期一般廃棄物最終処分場整備に係る適地選定等業務委託の契約に係る優先交渉権を付与します。

最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行います。

契約交渉により本町と合意に至った場合には、契約限度額の範囲内で随意契約を締結します。